

中学3年2組 社会科学習指導案

指導者 前島美佐江

私たちの権利を保障する最高法規としての憲法のあり方について考え方話し合いをおこなうことは、自分なりの考え方を持って、主体的に社会に参画しようとする姿勢を高めることに有効であったか。

1 単元名 新しい人権と憲法のあり方を考えよう

2 授業の構想

(1) 下記は、1学期に「ルールづくり」の単元の学習の最後に、生徒が書いた振り返りである。

良いルールの条件というのは、良い関係をつくる条件と同じではないかと思いました。本当にみんなが納得してスムーズに動けるルールをつくるには、様々な立場から様々な可能性を考えてつくっていくことが大切だと思います。それまでの話し合いで自分の意見を主張しながら、どの立場の人からも納得できるルールができあがったと感じたとき、相手の意見を取り入れるのは難しいけど、とても大切だと改めて思いました。

私たちは、家族、学校、地域社会などさまざまな社会集団の中で生活し、社会生活を円滑にするために互いの合意に基づいてルールをつけて生活している。単元の学習に入る前に「ルール」に関してのイメージマップを書かせたところ「きびしい」「逆らえない」「しばる」「制限」といった、どちらかというとマイナスのイメージの言葉が並んだ。しかし、ルールとは社会生活を円滑にするための手段であり、必要が生じたときに個人間で合意しつくるものである。自分たちがつくったものであるから、そこには守る義務も生じ、状況が変化し不必要になったルールは変更または廃止することもできるのである。そのことに気づかせることが大切であると考え、生徒たちにとって身近な問題（町内のゴミ出し問題）を事例として取り上げ、その問題を解決するために、生徒たちに主張させ、討論し、合意形成をはかり、最終的に問題解決のためのルールをつくる学習をおこなった。学習の最後にイメージマップを書かせたところ、「公正」「みんなで決める」「生活を守るもの」「時代の流れで変化」といった語句が並び、生徒たちの「ルール」に対する認識の深まりが認められた。

新学習指導要領も「対立と合意、効率と公正などについて理解させる」と示しており、「ルールを守る」ことはもちろんあるが、「ルールをつくる」ことを一層重視している。そして、このような力は、教えられて身につくものではなく、生徒自らが、自分たちの周りにある問題（対立）を、話し合いなどにより解決（合意）を図る経験を積み重ねることで身につくものと考える。「ルール」についての認識の深まった生徒たちに、本単元では、人権の広がりによる新たな問題と、それを解決するための望ましい憲法のあり方についてさらに生徒たちに考えさせることで、社会全体に視野を広げたいと考える。

1学期の学習では、地域紛争や南北問題、あるいは環境問題等の地球レベルでの現在の問題点を学習した。生徒たちが普段耳にすることの多い教材だけに、意欲的に取り組むだけでなく、そこにあるさまざまな利害関係を理解し、解決するための糸口をつかもうとする姿勢がうかがえた。しかし、いずれも解決の困難な問題ばかりである。今後、それらの問題を積極的に解決していくこうとする生徒を育てるためにも、本単元の現代社会の問題を解決していくこうとする学習は、将来の生徒たちの社会参画を促すものと考える。

(2) 本単元は、今日の民主的な社会が、日本国憲法に基づいて営まれていることをしっかりと理解した上で、憲法に保障された既存の人権のみでは対応できなくなった社会の問題を解決しようとする学習を通じて、生徒たちが自らと社会との関わりを積極的にとらえ、主体的に社会に参画しようとする姿勢を高めることをねらいとしている。

憲法が制定されて65年が過ぎ、今日の人権が保障された民主的な日本の発展は、この憲法とともにあ

った。国民主権を基盤とした民主主義社会にあって、眞に個人を尊重する社会を実現するために憲法が存在している。憲法では多数者（政府）が、国民のためにやるべきことや、多数決をもってしても変えることができない原則（平和主義と基本的人権の尊重）を規定している。しかし、この憲法によって私たちの生活が守られ人間らしい生活を送ることができていることを、私たちはあまり意識しないままに暮らしているといってよい。それは、自由で幸福な人間らしい生活を願う人々にとって、広く支持され得る普遍的な内容を持っているからであろう。しかし、私たちは、この空気のような存在の憲法の意義や重要性を、今一度しっかりと認識しなければならない必要性に迫られている。戦後65年経ち、その間の急激な社会の変化にともなって、憲法の基本的原則や、そこに保障された人権のみでは対応できなくなっていることも事実である。近年の改憲論議もそういうところから起こっているものと思われる。国民投票法が成立し、日本国憲法の第96条で定められた「改正の手続き」も具体化してきた。そのような動きの中で、憲法学習では単なる知識の習得だけではなく、知識を生かし、資料を活用し、他者の意見も踏まえていろいろな立場から思考し、自分の考えが持てることがありますます重要となってくる。

上記のねらいを達成するために、まずは「立憲主義とはどういうことなのか」「民主主義とは何か」といった抽象的な概念を構造的にとらえる学習を構成したい。そして社会認識の深まった生徒たちに、現代の人権を取り巻く問題と憲法のあり方を問いたいと考える。社会の変化に伴い、憲法制定時には想定されなかった「新しい人権」が多く呼ばれるようになった。これらは、憲法の条文には明記されていないが、憲法13条の「幸福追求権」を根拠に社会的に認められている。そのため、今後もさまざまな人権が考え出され、人々の生活が人権で埋め尽くされ、人権と人権が対立しあうことも予測される。そのような社会の問題を解決するため、憲法のあり方を考える学習をすることは、人権のみならず義務についても深く考える機会となり、人権が眞に生かされる社会のあり方を多面的・多角的に考察できる学習であると考える。

本单元では、11年間の学びの最終学年となる生徒たちに、憲法遵守や人権尊重といった社会のメンバーに必要な価値観の獲得のみならず、社会の問題を解決しながらより良い社会につくりかえていくとする資質を培うことができると思う。

(3) このような本单元の教材と本学級の生徒の実態を踏まえた上で、单元を以下のように展開する。第一次では、5月3日憲法記念日に日本国内であった相反する2つの集会（護憲派と改憲派）を伝える新聞記事から学習に入りたい。これから学習が、実際の社会でおこっていることから身近な問題としてとらえ、さらには「憲法とは一体何なのか」ということを单元を通じた問題意識として生徒たちにしっかりととらえさせたい。

第二次では、三大原則のうち、国民主権と平和主義について考えさせる。日本では、代議制によって国民主権を実現している。多数派が議論のリーダーシップをとるが、多数派と少数派が入れかわるのが民主主義の特徴であり、常に小数派の意見を尊重しなければならない。そして、多数派を持ってしても変えることができない原則が基本的人権の尊重と平和主義である。ここでは、憲法9条とその改正案とを比較して、数人のグループをつくって考えさせる。憲法9条に関しては、歴史的分野をはじめこれまでも何度も扱ってきたので、生徒たちが習得した知識を活用しやすい場面と考える。ここで話し合いは、「立憲国家」と「民主主義」の概念をつかむためのものであり、憲法9条をめぐっての改憲すべきか、改憲すべきでないかの議論への深入りは避けたい。

第三次では、自由権、社会権、参政権を中心とした既存の人権を、それらの人権が登場してきた歴史的背景をふまえて考えさせたい。参政権によって自由権を確実なものとし、自由権では足りないものを社会権で補っている。これらの人権を憲法の条文と身近な生活場面や具体的な事例によって考えさせたい。第三次で憲法と人権とのかかわりをきちんととらえることが、第四次での新しい人権と憲法のあり方を考える根拠の1つになると考える。

第四次では、新しい人権が登場してきた背景と現状をつかみ、そこから人権が眞に生かされる社会であるための憲法のありかたを考えさせる。まずは、いくつかの新しい人権を生徒たちに紹介し、新しい人権を憲法に規定させるシミュレーションをグループでおこなう。まずは、生徒の生活経験を中心に考

えさせたい。その際には憲法規定が「必要」か「必要でないか」の二者択一ではなく、どのくらい必要だと思うのか帯グラフで表現させる。それにより、「80%は賛成なんだけど・・・」「30%しか賛成できないな・・」といった生徒たちの多様な思考をとらえるための問いかけを工夫したい。そして、クラスの中でもっとも意見が分かれた人権を1つ取り上げ、その人権をめぐる複数の立場からの資料を活用しながらさらに考えを深めさせたい。新しい人権が憲法に規定されるほど社会的に認められているかどうか、人権としての真価を考えさせることになる。中には、憲法に位置づけるのは適当ではなく、法律による保障や生活上のマナーとして考えたほうがよいのではないかなど、生徒のとらえはさまざまだと考えられる。そして、新しい人権を取り巻く問題は、現在の憲法で解決できるかどうかについて、現憲法の条文をもとに案を出し合い考え方を深める。その考え方さらに学級全体で出し合い、議論を深めたい。

本時は第4次の4時間目である。前時までに話し合った考え方をクラス全体で共有する時間としたい。黒板には個々の生徒が憲法規定に対してどれぐらい賛成なのかが分かる提示をし、生徒たちが友達の考え方を知った上で学習をすすめることができる手立てを工夫したい。発表する際には、なぜそのように考えるのか、理由をしっかりと述べさせたい。その際、十分に考え方伝えきれていないときには、「なぜそのように考えたのか」「AグループとBグループの違いは何か」といった問い合わせを工夫し、思考を掘り下げたい。また、一方の意見に偏ってしまい、思考が煮詰まった場合には、別の考え方も提案し、新しい視点で思考ができるような手立てをとりたいと考える。本時では、さまざまな立場や考え方をふまえた上で、自分の根拠をもって判断しようとする姿勢を高めたい。

3 展開計画（全11時間 本時11／11）

次	主な学習	時	具体的な学習・内容（△印は、学級全体の学び合いの場面）
1	護憲か、改憲か ～憲法をめぐる議論～	1	・新聞記事から、憲法をめぐる国内の論議をつかみ、「憲法とは何か」といった問題意識をもつ。
2	国民主権と平和主義 について考えよう	2 3 4	・国民主権について考える。 ・憲法9条とその改正案を比較して考える。 ・立憲国家と民主主義について考える。
3	基本的個人権の尊重に について考えよう	5 6 7	・自由権について、憲法の条文と具体的事例から考える。 ・社会権について、憲法の条文と具体的事例から考える。 ・人権を守るためにの参政権について考える。
4	憲法改正は必要なもの か ～新しい人権と憲法 のあり方～	8 9・10 ⑪	・人権をめぐる問題を知り、憲法の中に規定されるべきかどうか議論されている新しい人権を知る。 ・新しい人権について資料から様々な立場の意見を調べ、憲法に規定されているか、十分に規定されていないかグループで話し合い、意見をまとめ、発表する。 ・対照的な考え方とともにクラス全体で学び合う。 △自分とは違う意見を知ることで思考を深め、判断するための根拠となる考え方を見い出す。

4 評価計画

次	時	関心・意欲・態度	社会的な思考・判断・表現	資料活用の技能	知識・理解
1	1	新聞記事での憲法をめぐる国内の論議から、憲法に対して自分なりの問題意識をもとうとしている。			
2	2 3 4	積極的に話し合いに参加している。 憲法9条とその改正案について、自分の意見を持ち他者にわかりやすく説明している。	憲法9条とその改正案について、自分の意見を持ち他者にわかりやすく説明している。	話し合いに必要な資料を選択し、活用している。	国民主権と平和主義について理解している。

3	5 6 7		それぞれの人権の特徴を理解した上で、人権尊重の意義や重要性について考えまとめている。	資料から、それぞれの人権の特徴を読み取っている。	自由権、社会権、参政権といった人権について、それらの人権が登場してきた背景をふまえ、憲法とともに理解している。
4	8 9 10 ⑪	新しい人権を取り巻く状況について、自分なりの解決策を見つけ出そうと、主体的に社会に参画しようとする姿勢を高めている。	新しい人権を取り巻く問題は、現在の憲法で解決できるかどうかについて、自分なりに判断し、根拠をもって説明している。	自分の考えの根拠となる資料を選択・吟味し、資料を整理・再構成している。	新しい人権が登場してきた背景と、その内容について理解している。

5 本時の学習

(1) ねらい

新しい人権を取り巻く問題は、現在の憲法で解決できるかどうかについて、現憲法の条文をもとに案を出し話し合うことで、主体的に社会に参画しようとする姿勢を高めることができる。

(2) 展開

学習場面と子どもの取り組み	教師の支援と願い・評価 (◎は学び合いのためのはたらきかけ)
<p>1. 前時の学習をふりかえる。</p> <p>2. 本時のめあてを確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各グループが、どんな考えをまとめたのかふりかえるために、前時のワークシートを確認させる。 本時の学習に見通しが持てるよう、めあてを提示する。 <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">環境権を取り巻く問題は、現在の憲法で解決できるのかどうか判断しよう。</p>
<p>3. 環境権を取り巻く問題は、現在の憲法で解決できるかどうかについて、現憲法の条文をもとに案を出し合い考えを深める。</p> <p>25条を解釈すると環境権も含まれる</p> <ul style="list-style-type: none"> 25条の最低限度の生活では、日当たりまで伝わらない。 25条の「健康で」の部分に、日当たりは入る。でも、眺めはどうかな。 <p>日照権や眺望権を明記した条文をつくるべきだ</p> <ul style="list-style-type: none"> 日当たりはいいけど、眺めまでは規定しなくてもよい。 財産権についての条文もあるので、その人権も守らないといけないから、必要最低限の規定がよい。 25条との違いをはつきりさせたほうがいいな。 <p>4. 自分の判断とその根拠を考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> 弁護士さんの意見を聞いて合意形成の大切さを知ったけど、それは、難しいことだと思った。でも、解釈よりもはつきりと明記したほうが混乱が少ないと思うので、私は明記すべきだと思います。 他の権利との対立もあることがわかったけど、環境を意識することは、今の時代とても大切なことなので、憲法でしっかり明記すべきだと思いました。 今の憲法でもとくに問題はないと思ったし、憲法をめぐつては9条を変えるという意見も出てくるので、今は必要なと思います。 	<p>◎黒板に大きな帶グラフを張り憲法規定に対しての生徒たちの考えが分かるように、マグネットのネームプレートを張りながら発表をおこなう。</p> <p>◎生徒たちの発表に対して、「なぜ」「どのような点が」といった問い合わせをなげかけることで、思考を掘り下げる。</p> <p>◎異なる意見を投げかけることで、生徒の思考をあげたり、新たな気づきや考えの変化を発表させ、学級全体で思考を掘り下げていく。</p> <p>・自分の判断と、その根拠を考えることでふりかえる。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">評価の観点 (関心・意欲・態度、社会的な思考・判断・表現) 新しい人権を取り巻く問題は、現在の憲法で解決できるかどうかについて、現憲法の条文をもとに案を出し話し合うことで、主体的に社会に参画しようとする姿勢を高めている。 【評価方法 発表・ワークシート】</p>